

南紀熊野ジオパーク学術研究・調査活動助成事業募集要項

南紀熊野ジオパークエリアにおける学術研究・調査活動の促進を目的として、学術研究・調査活動の計画を募集選定し、その研究に要する研究費の一部を助成します。

1 助成対象となる学術研究・調査活動

南紀熊野ジオパークエリア内（右図）及び近隣海域で行われる以下の研究・調査

- (1) 地球科学に関するもの
- (2) 動植物や自然環境に関するもの
- (3) 歴史、文化等に関するもの
- (4) 教育・防災に関するもの
- (5) 地域経済・観光に関するもの
- (6) その他、ジオパークの取組に関連するもの



2 助成対象者

- (1) 大学生、大学院生、学校教諭、研究者（グループによる応募も可）
- (2) 応募は1名（1グループ）あたり、1件とします。
- (3) 応募者自身又は応募団体の役員、その他実質的に関与している者が下記のいずれにも該当しないことを要件とします。
 - ・ 和歌山県暴力団排除条例(平成23年和歌山県条例第23号。以下「暴力団排除条例」という。)第2条第3号に規定する暴力団員等(以下「暴力団員等」という。)であると認められる者
 - ・ 暴力団(暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。)又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

3 助成額等

(1) 助成額

本事業で負担する助成額は、補助率を(10/10)、1件あたり30万円を上限とします。
なお、本事業で負担する助成額を超える額については、応募者が負担するものとします。

また、本事業について、別の地方公共団体や民間団体から補助金などを受けている場合は、研究費の助成ができないことがありますので、事前に相談してください。

(2) 本事業で助成対象となる経費

学術研究・調査活動を行うために必要な経費であり、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料であって、学術研究・調査活動のために使用されることが特定できるもの(別表1)。飲食費や単価が5万円(税込)以上の物品の購入経費等は除きます。また、助成額決定前の経費は対象になりません。

(3) 学術研究調査活動の助成期間

本助成の期間は令和8年6月1日以降、令和9年2月28日までとします。申請書(様式1)の着手予定年月日及び完了予定年月日は、この期間内で申請してください。

4 応募方法

応募者は、南紀熊野ジオパーク学術研究・調査活動助成事業申請書（様式 1）に次の書類を添えて郵送又またはE-mailにて提出してください。

- | | |
|-------------------------|-----|
| ① 誓約書（様式 2） | 1 部 |
| ② 学術研究・調査活動計画書（様式 3） | 1 部 |
| ③ 研究費予算書（様式 4） | 1 部 |
| ④ 推薦書（様式 5）（大学生・大学院生のみ） | 1 部 |

■提出先（郵送またはE-mailのみ受付、持参不可）

南紀熊野ジオパーク推進協議会事務局（和歌山県立南紀熊野ジオパークセンター福村あて）
〒649-3502 和歌山県東牟婁郡串本町潮岬 2838-3 （TEL:0735-67-7100）

E-mail : e1004021@pref.wakayama.lg.jp

■様式等：南紀熊野ジオパーク推進協議会のホームページに掲載しています。

<https://www.nankikumanogeo.jp/>

5 応募締切

令和 8 年 5 月 15 日（金）17 時必着。

6 審査

本助成金の審査にあたっては、協議会が指名する審査員により、研究内容や計画の妥当性、期待される成果等を総合的に評価し、公平に選考を行います。なお、申請内容の評価が同程度であり優劣がつけがたい場合には、博士課程（後期）の学生による研究を優先します。

7 助成金の支払い

助成金は実績報告書（様式 8）の提出後に添付された領収書等を精査して支払うことを基本としますが、それ以前に 2 回まで分割して請求することができます。その場合は、助成金分割請求書（様式 6）及び研究費分割請求内訳書（様式 7）に領収書等を添付して提出してください。なお、助成対象は助成期間中、研究に使用した経費とします。

8 報告方法

令和 9 年 3 月 7 日（日）までに、南紀熊野ジオパーク学術研究・調査活動助成事業実績報告書（様式 8）に次の書類を添えて提出してください。なお、提出先は、上記 4 の提出先と同じです。

- | | |
|----------------------|-----|
| ① 学術研究・調査活動報告書（様式 9） | 1 部 |
| ② 研究費決算書（様式 10） | 1 部 |

9 その他

- (1) 助成対象者として決定した後に、本募集要項に違反した場合は、その決定を取り消し、本事業の対象としません。
- (2) 研究実績報告書は、ジオパークガイドなどの関係者が閲覧することがありますので、専門家でなくても理解できる内容を心がけてください。
- (3) 本助成事業を使って行われた研究の成果を学会等で発表するときや学術誌等に投稿する際は、研究の一部に本助成金を使用した旨を明記してください。また、発行後、事務局あて 1 部提供してください（PDF ファイルでの送付も可）。
- (4) 研究終了後、次年度の所属と連絡先を報告願います。
- (5) 当事業に係る令和 8 年度の予算が成立しない場合は、実施を見送ることとします。

別表1 本事業で助成対象となる経費

経費区分	経費の内容
需用費	○学術研究・調査活動に使用する器具類、標本、書籍、ソフトウェア等の購入費 ○学術研究・調査活動に必要なガソリン代、文書、図面等の印刷代、写真のプリント代等 ※当該研究に固有かつ不可欠なものに限る。 パソコン、デジカメ、USBメモリ等の汎用性のあるものは、対象外とする。
旅費	○学術研究・調査活動を行う現地までの交通費及び宿泊費 ・飲食費は対象外
役務費	○学術研究・調査活動に必要な試料や文書等の郵送料
使用料及び賃借料	○学術研究・調査活動に使用するレンタカーやレンタル機器の使用料 ○学術研究・調査活動に係る有料道路通行料、駐車場使用料等
委託料	○学術研究・調査活動に係るデータ分析、鑑定等の委託費用 ただし、助成金額の50%を越えないこと。
報償費	○学術研究・調査活動に必要な指導や助言等を受けるために、専門家に謝礼として支払われる経費 ○学術研究・調査活動に係る情報整理等の事務処理を代行するアルバイトに謝礼として支払われる経費

※上記に含まれない経費については、事前に推進協議会事務局（TEL 0735-67-7100）に相談してください。